

産廃業者を書類送検

津労基署 無免許運転させた疑い

【津】外国人技能実習生に無免許で重機を運転させたとして、津労働基準監督署は八日、労働安全衛生法違反の疑いで、津市戸木町

焼野の産業廃棄物処理業吉野興産と安全管理責任を負う男性工場長(三〇)当時〇〇を書類送検した。

送検容疑は一月十八日、同社の工場で、外国人技能実習生として働くベトナム人男性(三〇)当時〇〇が運転免許を取得していないことを知りながら、解体用重機を運転させた疑い。

津労基署によると、袋の中から段ボールを取り出す作業でベトナム人男性が運転したところ、重機周辺で分別作業をしていた男性従

業員(五〇)当時〇〇がひかれ、左脚や腰などを骨折する重傷を負った。同社から

菰野町と四日市の産廃業者を処分

廃棄物処理法に違反

廃棄物処理法に違反したとして、県は八日、菰野町菰野の産廃収集運搬業「服部組」(服部幸毅代表取締役)と、四日市市波木町の産廃収集運搬・処分業「希望産業」(重松百合子代表取締役)に行政処分を行ったと発表した。

処分は、服部組が収集運搬業の事業停止、希望産業は収集運搬・処分業の事業停止と産廃処理施設の使用

津労基署に連絡があり、事故が発覚した。

工場では、ベトナム人男性のほかにも外国人労働者が働いており、日常的に無免許で重機を運転させていた可能性があるという。

停止で、いずれも同日から十一月五日までの九十日間。

県によると、服部組は二月十五日、元請業者として施工した造成工事で発生したガレキ類を、産廃処分業の許可を持っていない下請け業者「シビル・エンジン・アリング・ワークス・キタオカ」(菰野町)に処分委託した。

希望産業は自社で所有する破碎施設を、キタオカが産廃処分業の許可を持たないことを知りながら貸与した。